

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ・性格**
県、市町村、観光に関係する団体、観光事業者、県民などが相互理解と協力のもと、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、みちのく岩手観光立県基本条例第10条に基づき策定
- 2 計画期間**
2019年4月～2024年3月（現計画と同じ5年間）
10年後（2028年度）に実現すべき姿を展望して5年間の計画を策定。
- 3 計画の構成**
5章構成（1章：計画の基本的な考え方、2章：本県の観光を取り巻く現状と課題、3章：計画の目標、4章：観光振興に関する施策、5章：推進体制）

第2章 本県の観光を取り巻く現状と課題

- 1 本県観光をめぐる外部環境と取り巻く現状**
 - ・人口減少等により国内需要の伸び悩みや、担い手不足が懸念
 - ・全国での国内日本人旅行者の観光消費額は横ばい
 - ・世界の旅行者数の増加と訪日外国人旅行者の増加
 - ・全国での訪日外国人観光消費額の増加
 - ・国における新たな観光立国推進基本計画の策定
 - ・本県での観光入込客数、宿泊者数は横ばい、外国人宿泊者数は急増
 - ・本県での宿泊者の構成比は、本県・隣県4割、首都圏3割、海外は台湾6割
 - ・本県での観光消費額は、震災前の水準にほぼ回復、県外宿泊者、外国人旅行者の消費額が増加
 - ・本県での教育旅行客は、震災前の水準を上回るが、スキー客は減少傾向
 - ・本県への来訪者が本県観光に期待する項目は、「自然景観」、「食」が多い一方、来訪後に満足した項目は、「体験・イベント」、「人との交流」、「温泉」が多い状況
- 2 活用する必要がある「強み・機会」**
 - ・2つの世界遺産「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」
 - ・2つの国立公園「十和田八幡平国立公園」、「三陸復興国立公園」
 - ・三陸ジオパーク
 - ・「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録に向けた取組
 - ・世界無形文化遺産「早池峰神楽」、「和食」、「（来訪神）」
 - ・新たな交通ネットワークによる利便性の向上
 - ・三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催
 - ・ラグビーワールドカップ 2019™ や東京 2020 大会などの国際スポーツ大会の開催
 - ・訪日外国人旅行者の拡大
 - ・国による日本版DMOの整備・活動の推進
- 3 本県観光の課題等**
 - (1)幅広い分野と連携した観光地づくりの推進
 - (2)観光消費を促す旅行商品の開発・売込みの促進
 - (3)外国人観光客の一層の誘客拡大
 - (4)マーケットインの視点による観光地づくりの推進

第3章 計画の目標

計画の目標値の考え方

- これまでの入込客数から消費額を重視した設定に変えていきます。「岩手県次期総合計画 第1期アクションプランー政策推進プラン（仮称）ー」の目標値との整合を図ります。
【現時点での目標値（案）】
- 目指す姿の目標値
観光消費額（1,816.4億円（2017）→2,070.4億円（2023））
 - 観光振興に関する施策の目標値
 - (1)観光消費額単価（日本人・県外・宿泊）
（33.1千円（2017）→36.6千円（2023））
 - (2)観光消費額単価（外国人）
（44.4千円（2017）→51.0千円（2023））
 - (1) 宿泊者数（延べ人数 全施設）
（607.6万人泊（2017）→630.6万人泊（2023））
 - (2)本県の観光地を訪問した方の満足度（「大変満足」、「満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」、「非常に不満」の7つの選択肢のうち、最も高い評価である「大変満足」と回答した割合）（43.6%（2017）→51.3%（2023））
 - 3 外国人宿泊者数（延べ人数 全施設）
（18.8万人泊（2017）→41.8万人泊（2023））
 - 4 本県への再来訪意向（「大変そう思う」、「そう思う」、「やや思う」、「どちらでもない」、「あまり思わない」、「思わない」、「全く思わない」のうち、上位2項目「大変そう思う」、「そう思う」と回答した割合）
（80.1%（2017）→86.0%（2023））

目指す姿

**「観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として
確立するとともに、観光消費の拡大を図り、県経済の活性化を目指す」**

第4章 観光振興に関する施策

1 「観光で稼ぐ」地域づくりの推進

- (1)観光事業者等の経営力強化と生産性向上
- (2)多様な主体の参画による観光地経営の促進
- (3)多様な地域資源の活用
- (4)幅広い分野との連携による取組の推進
- (5)多様なニーズに対応する宿泊施設等の受入態勢整備に関する調査・研究
- (6)震災・復興の伝承にもつながる教育旅行や企業研修旅行誘致
- (7)沿岸地域の固有のコンテンツを生かした復興ツーリズムの促進
- (8)北いわての特性を生かした誘客の促進

2 質の高い旅行商品の開発・売込み

- (1)高付加価値型の旅行商品造成の促進
- (2)広域周遊滞在型の旅行商品造成の促進
- (3)多様なニーズに対応した旅行や閑散期の需要を喚起する旅行商品造成の促進
- (4)付加価値の高いサービスを提供するための受入環境の整備
- (5)広域連携によるプロモーションの展開
- (6)観光キャンペーンなどによる誘客活動の推進

- (7)情報通信技術（ICT）を活用した情報発信
- (8)コンベンションの誘致促進

3 外国人観光客の誘客拡大

- (1)東北広域での連携による誘客の拡大
- (2)本県への宿泊・滞在を促すプロモーションの展開
- (3)新たな市場も見据えた受入環境の整備
- (4)消費性向の高い客層への対応
- (5)顧客ニーズなどの情報収集の強化
- (6)クルーズ船寄港を活用した旅行商品造成による誘客と消費の拡大
- (7)いわて花巻空港を活用した旅行商品造成の促進と国際定期便等の利用促進

4 売れる観光地をつくる体制の整備促進

- (1)観光地づくりを担う人材の育成
- (2)「売れる観光地づくり」を担う日本版DMOの整備・活動の促進
- (3)三陸DMOセンターと連携した観光地づくりの推進
- (4)オール岩手の観光推進組織の活動の推進
- (5)県民一人ひとりのおもてなしの向上

第5章 推進体制

岩手県観光産業振興本部会議及びいわて観光立県推進会議を開催し、計画の策定、施策の取組の進捗状況や施策の評価等について議論。 ※両会議ともに幹事会を設置
○岩手県観光産業振興本部会議【県の部局横断組織 2008年11月設置】
主な役割：①計画の推進、②観光客の誘客、③観光産業に従事する人材の育成、④観光資源の創出・育成など。
○いわて観光立県推進会議【計画策定・推進の中心組織 2009年8月設置】
主な役割：①条例第10条に基づく観光振興に関する基本計画案の策定、修正等、②条例第11条に基づく県の観光施策の評価、③その他、本県の観光振興に向けた取組の助言など。